

いちき串木野市商工業及び観光振興奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商工業及び観光の振興を図るため、商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された法人をいう。）、商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された法人をいう。）及び観光特産品協会又はその他市長が適当と認めた者（団体を含む。）が行う事業に対し、市長が予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業、対象経費及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び対象となる経費並びにこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）は、様式第1号によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付の決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、様式第4号による。

(補助事業の内容変更)

第5条 規則第7条の補助金等の内容の変更については、前2条の規定を準用する。

(状況報告)

第6条 規則第11条第1項の状況報告は、事業に着手したとき及び事業が完成したときに、様式第5号により速やかに行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の補助金等実績報告書は、様式第6号によるものとし、添付すべき書類は、収支決算書(様式第3号)及び補助事業の完成写真とする。

(補助金の額の確定の通知)

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、様式第7号による。

(補助金の交付)

第9条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、様式第8号による。

2 規則第16条第3項の概算払又は前金払申請書は、様式第9号によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 契約書の写し
- (2) 算出根拠書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助事業名	事業種目	補助対象経費	補助率又は補助額	補助事業の内容等の変更事由
ツアー造成事業		ツアー造成に係る経費	補助対象経費のうち、予算で定める額	(1) 事業内容の変更 (2) 事業費の20%を超える増減